

## 第3回臨時委員会会議録

- 教育長) 開会宣言
- 教育長) 会議成立の宣言
- 教育長) 会議録署名委員の指名（小石委員）
- 教育長) それでは、審議に入ります。日程第1、専決報告第15号「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉
- 教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 越野委員) 委員の任期が、月の途中の12月15日なのは理由がありますか。
- 小石委員) 全委員が12月15日までになっていますね。
- 木村委員) 2年任期ですので、過去のどこかで月途中に任期が終わると、その後はずっと月途中になりますね。
- 教育長) あるいは、美術博物館協議会を立ち上げた時期による可能性もあります。
- 生涯学習課長) はい、わかりました。確認して、後日報告します。
- 教育長) 1年に何回開催されていますか。
- 生涯学習課長) 平成29年度は4回開催していますが、通常は年2回です。昨年度は美術博物館協議会の運営指針を改定するために4回開催しています。今年度は通常どおり年2回の開催を予定しております。
- 教育長) 他に質疑はございませんか。
- 無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第15号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) ここでお諮りいたします。報告第2号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について」及び、報告第3号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、6月議会に提出される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退席願います。

〈非公開審議〉

教育長) 続いて、日程第2、報告第2号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

条例改正は夏休み期間の育成料について金額を定めるということですか。

青少年育成課長) 学期中の待機児童対策は山手小学校と朝日ヶ丘小学校と岩園小学校の3校を対象にして行っております。この夏休みにつ

いては、市内全域の待機児童対策として取り組みます。条例の改正内容としては、7月は日数が少ないので、7月料金の特例を定めるものです。

小石委員) そうすると、夏休み中7月分と8月分を一括ではなく、別々に納付することができますね。

青少年育成課長) はい。仮に7月だけ入級される場合は4000円を納付していただることになります。

浅井委員) それもできるのですね。

木村委員) 本来は1日でも通級したら月額料金を支払うのですか。

青少年育成課長) 日割りはしておりません。

木村委員) 本来は基本額として月額を納付しないといけないですが、今回の改正が利用のきっかけになるかもしれません。

社会教育部長) 条例の改正内容は以上ですが、事業としては、朝日ヶ丘幼稚園のにじいろ学級で実施します。

教育長) 平成29年度に精道幼稚園で夏休みに実施した事業と同じ形ですか。

社会教育部長) はい。

浅井委員) それでは、昨年の事業と同程度の人数がくるかもしれませんね。

社会教育部長) 実施する場所が違いますので、必ずしも同程度の方が利用するかどうかはわかりません。

浅井委員) そうですね。

社会教育部長) どうなるかはわかりませんが、昨年の夏休みに実施した児童クラブ事業と同じ形態です。

現在、待機児童が生じているのが山手地区では山手小学校と

岩園小学校の2つです。それ以外の地区では、精道小学校、宮川小学校、浜風小学校で待機児童が生じていますので、その待機児童対策を、朝日ヶ丘幼稚園のにじいろ学級で実施します。

越野委員) 4月1日の時点ではにじいろ学級は8人の申し込みがあって、春休みの間は6人通っているということでしたが、現在は何人ですか。

青少年育成課長) 現在は1人増えて、9人です。

越野委員) この事業の案内は、待機児童の御家庭に配布しますか。

青少年育成課長) 申し込みの際、待機が決定した時点でにじいろ学級を紹介させていただいております。

越野委員) この夏休みの事業についてはどうされる予定ですか。

青少年育成課長) この夏休みの事業につきましては、現在待機の方全員に通知を送る予定です。

越野委員) 定員に空きがある場合は、4月時点で留守家庭児童会に申込んでいない1年生から4年生も対象になるのですね。

青少年育成課長) そうです。

越野委員) その児童についてはどのように周知しますか。

青少年育成課長) 広報等でお知らせします。

社会教育部長) 私立小学校に就学している児童も入る可能性がありますので。

管理部長) 夏季休業期間以外は山手地区の3小学校だけが入級対象で、夏季休業期間はそれ以外の地域の児童も入級できるということですね。

浅井委員) ということは、精道小学校、宮川小学校、浜風小学校で待

機児童が生じているので、そちらに通うということになるのか  
と思いますが、遠いのでちょっとその辺りが大変ですね。

小石委員) 自家用車で送り迎えする人もいるでしょうね。

社会教育部長) 送迎の方法については今保護者会と話し合っています。

教育長) にじいろ学級は岩園小学校と山手小学校の待機児童対策と  
して開級しましたが、まだ余裕がありますので、市内の他の地  
域にも開放することで少しでも有効活用していきたいと思いま  
す。

木村委員) 通級する児童はどのようにすごしますか。

青少年育成課長) 夏休みですから、日中は暑いので、午前中は運動場で遊び  
ますが、午後はD V Dを見たり、屋内で過ごします。

木村委員) お昼はお弁当を持ってくるのですか。

青少年育成課長) はい、お昼はお弁当になります。

越野委員) 留守家庭児童会は学校のプールに入ると思いますが、にじ  
いろ学級はどうですか。

社会教育部長) 通常の留守家庭児童会はプールへ行ったりすることもありますし、他の児童会とよく交流しています。今回実施している学級は期間も1年限りですので、たくさんの交流まではできませんが、指導員の引率のもと園外へでて外遊などはよく行っています。

木村委員) キッズスクエアは、夏休みは実施していないのですか。

青少年育成課長) 夏休みも実施しています。

管理部長) 公立の留守家庭は、みんな夏休みの宿題をしていますね。

青少年育成課長) はい、自分でやるのは大丈夫です。

小石委員) 家庭の中と同じ状態にするのですね。

教 育 長 ) 昨年、精道幼稚園で夏休みに実施した事業が成功したので、これを例に拡大していくべきだと思います。また、場所も有効活用していかないといけません。夏休みににじいろ学級に参加することによって岩園小学校と山手小学校の地区の子ども達が2学期からも続けて通級してほしいですね。

社会教育部長) 事業費としては、現在60万円強かかりますが、保護者からの育成料と国・県からの補助金が歳入として併せて40万円強入っています。歳出と相殺すると市の持ち出しは20万円強を見込んでいます。

教 育 長 ) 補正を組む必要はありますか。

社会教育部長) 今の予算の範囲内ですので。補正はしない方向です。

木 村 委 員 ) ほかに費用はどのようなものがありますか。

青少年育成課長) 現在、まだ調整中ですが、市の南の地区から参加する児童の往復の道のりについて保護者から不安の声が出ています。事業とともに送迎も考えて欲しいという要望がありますので、調整しているところです。

管 理 部 長 ) 確かに送迎があればよいですね。

浅 井 委 員 ) それが実現したら、全然違います。

青少年育成課長) 山手地区は朝と晩と1回ずつ車で送迎をやっています。岩園小学校から幼稚園へ行く場合と、山手小学校から幼稚園に行く場合は、タクシーで送迎をしていますので、保護者会から南の地区も車の送迎をやってほしいと要望があります。

教 育 長 ) 昨年度はしませんでしたよね。

青少年育成課長) 昨年度は各自自分で来ていただきました。

浅 井 委 員 ) 精道幼稚園は市の中央地域に位置するからですね。

ですから今事業は交通費もかかりますね。

青少年育成課長) はい、昨年より多少はかかります。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 報告第3号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教育職員免許法で規定する免許状の種類を挙げてください。

青少年育成課長) 免許法につきましては、以前は8科目だったのが5つの科目に変更されており、免許の更新がされていなくても免許を有している者であれば留守家庭の指導員になれる旨を規定されています。教職員免許法4条は免許の種類を規定したものでして、免許の更新については第9条で規定しております。放課後児童支援員は4条に規定する免許状を有する者なので、免許の更新をしていない者についても支援員になれる規定になっております。

教育長) 幼稚園、小学校、中学校などの義務教育学校や中等教育学校等の教諭に必要な資格は10年で更新です。

ですので、教諭を続けるためには更新していないといけません。しかし、放課後児童支援員は教員免許を30年前に取つて、更新をしていなくても該当するということでよろしいですか。

社会教育部長) この4号の規定については改正前の条文では、更新が必要なのか必要でないのかわかりにくいくらいという指摘がありましたので、この度改正されました。ただ、この部分だけ読んでもわかりにくく充分とは言えません。

木村委員) わかりにくくです。免許状を有する者という文言が、更新された有効な免許ではなければ該当しないと読みますが、今回の改正で更新されていなくてもよいということですね。

社会教育部長) そうです。

木村委員) それでは、書き方はこれでいいですか。

浅井委員) 該当する御本人はわかるということですか。

社会教育部長) 書き方としては国の省令と全く同じ形にしています。

木村委員) 更新されていなくてよいなら、その趣旨を盛り込まないとわかりにくくです。例えば、車の免許の場合、更新されていないと無免許になりますよね。これと同じ考え方で、更新されていない免許は該当しないと読みます。ですので、この表現はわかりにくく思います。

社会教育部長) たしかにその部分はわかりにくくとは思いますが、厚生労働省の省令どおりの表現で改正していますので、今の改正案で決議しています。

教育長) 改正の趣旨がわかるように、正確な説明ができるようにしてください。

小石委員) この規定なら高齢者の方も該当しますね。

教育長) そうです。

社会教育部長) はい、年齢の制限はございません。

10号の「5年以上」とつけ加えられたのは、実態として地方で支援員を確保するのは大変難しいことに起因しています。地方都市から国に支援員の資格を広げるよう要望が上がりました。地方では、ずっと指導員をされている方で学歴が中卒の方は多数いらっしゃいます。現状の規定でのままで、そうした方が資格を与えられることになります。要件を広げるようにと要望があり、今回改正されました。

第10条にこの要件を定めてありますが、現在、この10条は従うべき基準でありますので、この国の基準をそのまま実施しなければいけません。これを参酌基準に改正するべく、今年度国会で検討されています。

教育長) 緩やかになるということですか。

社会教育部長) 緩やかになるように国で検討されているそうです。

教育長) 確認ですが、この資格は免許の更新がなくても、過去に免許をとっていれば該当するということでよろしいですか。

社会教育部長) はい。

教育長) 教諭になるには、更新していないといけないですね。

社会教育部長) 教壇に立つには更新が必要です。

教育長) 教諭になる資格ですからね。

社会教育部長) はい。

小石委員) 芦屋市では、放課後児童支援員になるには登録をするのでしょうか。キッズスクエアも支援員登録をするのでしょうか。

社会教育部長) 留守家庭児童会は登録制度ではなく、指導員は嘱託職員又は臨時の任用職員のいずれかで任用している職員を配置しています。キッズスクエアは全く別で、マネジャーは市から委嘱しております。任用はしていません。

任用職員は、雇用契約に基づいて雇っています。キッズスクエアのマネジャーは委嘱ですので、雇用関係は一切ございません。

木村委員) キッズスクエアのマネジャーには委嘱料を支払っていますか。

社会教育部長) はい、お支払いしています。

木村委員) 給与ではなく、委嘱料として支払っているということですか。

社会教育部長) 謝礼です。

木村委員) キッズスクエアのマネジャーに支払うのは謝礼ということですね。

教育長) キッズスクエアと留守家庭事業とは全く別なものです。芦屋市放課後児童健全育成事業のことを我々は留守家庭児童会と呼んでいます。

社会教育部長) 国が提唱している事業名は放課後児童健全育成事業です。芦屋市が直営でやっている事業が留守家庭児童会です。

しおさいこども園などの私立の施設が行っているむすび学級などは、国の提唱する放課後児童健全育成事業ですが、留守家庭児童会ではありません。市の直営事業ではないからです。

教育長) 児童福祉法にのっとった健全育成事業を我々は留守家庭児童会と呼んでいます。キッズスクエアとは違いがあり、よく混乱されます。

- 社会教育部長) さらにややこしくなります。
- 小石委員) つまり、これは学童保育の話ですね。
- 社会教育部長) そうです。
- 浅井委員) 校庭開放はどうですか。
- 社会教育部長) これについては文科科学省の事業の放課後子供教室事業として校庭開放やキッズスクエアを行っています。今回改正するのは厚生労働省の預かり保育事業として芦屋市が留守家庭児童会という名称で行っている事業についてです。
- 教育長) 明確にするために、それらがわかりやすくなる図表を示してください。
- 浅井委員) 留守家庭児童会の指導員の方が研修を受けて支援員になるということですか。
- 社会教育部長) はい、数種類の基礎資格を持っている方が県の認定研修を受けて、初めて支援員になるということです。
- 平成27年度からこの資格制度が、子ども・子育て支援新制度において採用されました。それ以前は、資格は必要なかったので、指導員と呼んでいました。平成27年度からこの資格制度が入ってきましたので、支援員と指導員という名称が混在しています。しかし今後は支援員と補助員という資格配置になっていきます。
- 現在、平成27年度から31年度までの間は経過措置として、認定研修を受けていなくても基礎資格さえもっていれば、みなしえ支援員として活動することができますが、平成32年度以降はみなしえ支援員の制度はなくなるので、原則的に支援員を各学級2人配置することになります。

木村委員) この事業は厚生労働省管轄なので、教育の場ではなくて、  
保育の場になるのですね。

社会教育部長) そうです。生活の場であり、遊びや実生活の場です。

木村委員) 本来的には指導ではなくて支援になりますね。

教育長) 健全育成のための支援です。家庭に相当する場ですね。

木村委員) 積極的に何か勉強のことを教える場ではないですね。

小石委員) 教えることが義務化されているわけではなくて、勉強する  
場ということですね。

社会教育部長) はい 教えることはできません。

木村委員) 例えば 児童が勉強でわからないところがあつて質問をす  
る場合はどうですか。

教育長) それは、教えてあげても構わないですね。

小石委員) 家庭で親がかかわるのと同じですものね。

木村委員) 保育園も保育所も、現在は実質、教育を行っていますから  
ね。

越野委員) 6ページの2番目の改正内容に、先ほども教員免許の更新  
がなくてもいいという話だったのですが、(1)の最後に「有  
効な教員免許状を有する者を対象とする」と書いてあります。  
更新しなくとも有効だと言えるのですか。

社会教育部長) 4条の上で有効なという意味だと思うのですが。教員免許  
ははく奪されることもありますので。

教育長) そうですね。

社会教育部長) 教員免許を取得していて、剥奪されていないということです。

木村委員) 教師にならなければ免許状を持っている人はたくさんい

ますから。

管 理 部 長 ) 更新されていないと、自動車免許で言うと車の運転はできないのと同じで、教壇に立てないということですか。

教 育 長 ) そうです。

管 理 部 長 ) 自動車免許で置きかえると、免許の更新をやっていなければ、車のハンドルは持てないが、一応免許保持者だと言えるのか、それとも失効するのかどちらでしょうか。

教 育 長 ) 授業に対して無免許運転になります。

木 村 委 員 ) 更新は免許状に対しての更新ですか。それとも採用試験で合格していたら、その資格を更新するのですか。

社会教育部長) 免許状です。

管 理 部 長 ) 教員免許状の更新です。

木 村 委 員 ) 教壇に立つ立場の更新になるということですか。

社会教育部長) はい。

木 村 委 員 ) 免許状は、一遍取ったら失効はしないですよね。

社会教育部長) 免許状自体の失効はありません。

免許を取ってから教諭にならなくとも、後に教諭になろうと思ったときには、更新を受けて採用されたら、教諭になることはできます。

教 育 長 ) 教員免許でも非違行為をして免許を取り消されたら無効になります。このような点から改正の内容の文章は「有効な教育免状を有する者を対象」とすることとなるんですね。

管 理 部 長 ) 国の放課後健全育成事業の規定は、私立にも適用されますか。

社会教育部長) そうです。

管 理 部 長 ) 留守家庭児童会条例は、あくまでも市の事業の条例ですね。

社会教育部長) そうです。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること  
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い  
たします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ) 閉会宣言